

## 年少者・高年齢者・高血圧者就労報告書

(15歳以上18歳未満・65歳以上・最低血圧90以上、最高血圧140以上)

※記載された個人情報、安全衛生管理及び施工等の目的のみに使用し、他の目的には使用しませんが、本人の同意を得た上で、提出して下さい。

※就労者が一次会社所属外の場合は、必ず一次会社の確認を得ること。

☆該当するものに☑を付けて下さい。

年少者

高年齢者

高血圧者

氏名	生年月日	年 月 日	年齢	歳
住所	TEL			
血圧測定値	最高血圧	最低血圧	定期検診日	
高血圧者へのフォロー	通院中の有無	有 無	服薬の有無	有 無
所属会社	上記作業員の就労を下記の制限を付して申請します。			
一次会社 住所 商号又は名称 代表者氏名 安全衛生責任者名	( )次会社 住所 商号又は名称 代表者氏名 安全衛生責任者名			

## 年少者の就業制限業務の内容

1. 高さが5メートル以上で墜落のおそれのある場所での作業
2. 足場の組立、解体作業（地上、床上での補助作業を除く）
3. さく岩機等（電動チップパー、ブレーカー等）身体に著しい振動を与える機械・器具を用いる作業
4. じんあい、粉末を著しく飛散する場所での作業
5. 30kg以上の重量物の取り扱い（断続作業）
6. 精神的、肉体的緊張を継続する作業
7. 炎天下の作業など疲労を蓄積する作業 等

※ 年少者の場合は、年少者就労届及び承諾書を添付すること。

注) ・最低年齢/満15歳未満の児童を就労させてはならない。

・就業制限/満18歳未満の年少者については時間外労働、休日労働、深夜業(午後10時～午前5時)及び危険有害業務・坑内労働をさせてはならない。（但し、深夜業については、交代制によって使用する満16歳以上の男子についてはこの限りでない。）

## 高年齢者・高血圧者の就業制限業務の内容

1. 2メートル以上の足場、脚立、ローリング、高所作業車を使用する作業
2. 型枠支保工架設部上での作業
3. 30kg以上の重量物の取り扱い（断続作業）、20kg以上の重量物の取り扱い（継続作業）
4. 精神的、肉体的緊張を継続する作業
5. 炎天下の作業など疲労を蓄積する作業 等

※ 高齢者及び高血圧者就業可否判断は、新規入場時の面接時に適正を判断し、決定する。

※ 但し、やむを得ず上記作業を行わなければならない場合は、職長又は監視者を配置させること。